

令和8年度「子ども科学体験推進事業」運営委託業務企画提案競技 募集要項

1 目的及び概要

大分県（以下「県」という。）は、子どもの科学や技術に関する興味・関心を高めるため、気軽に科学や技術に触れられる機会を提供する「体験型子ども科学館 0-Labo」（以下「0-Labo」という。）を開設する。

0-Labo では、主に小・中学生を対象とした、科学体験講座及び科学や技術に関する常設展示を企画・運営するとともに、施設の運営や取組、実施状況、科学体験に対するニーズ等について調査・検証を行う。

これらの事業において実施効果の高い安定した運営を図るため、提案競技（企画コンペ方式）による契約を行う。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

令和8年度「子ども科学体験推進事業」運営委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

大分市府内町3-6-11 NTT西日本府内ビル1F (199m²)

(4) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(5) 限度額

34,030,984円（消費税を含む。）

(6) 対象となる経費

ア 人件費

施設の運営に係る従業員の直接人件費（給与、社会保険料に係る事業主負担分）等

イ 事業費

（ア）施設管理費

・ 施設の管理に係る経費（リース代〔イス・机等〕、光熱費、ゴミ処理代、警備費 等）

（イ）施設運営費

・ 施設の運営に係る経費（消耗品費〔事務用品等〕、通信費、郵送費、ポスター制作費、印刷費、スタッフ交通費 等）

・ 施設内の展示に係る経費（常設展示費、テレビ等リース代 等）

（ウ）科学体験講座運営費

・ 大分会場及び地方会場における科学体験講座、宇宙教室、ICT教室、ESDサイエンスラボ、チャレンジラボに係る経費（講師及び補助員謝金、講師交通費、使賃料〔講師駐車場、会場費等〕、実験材料費、保険料 等）

ウ 一般管理費

上記ア「人件費」及びイ「事業費」の合計の10%を超えない額

※施設の賃借料の支払いは本委託業務契約に含まない。

(7) 注意事項

本事業の実施は、大分県議会令和8年第1回定例会における令和8年度一般会計当初予算の成立を条件とする。

3 担当課及び担当者

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁社会教育課生涯学習・社会教育推進班
子ども科学体験推進事業担当 黒木 哲也
電話 097-506-5523/FAX 097-506-1798
e-mail a31510@pref.oita.lg.jp

4 スケジュール

- (1) 提案競技参加募集開始
令和8年2月12日（木）
- (2) 提案競技説明会
令和8年2月18日（水）
- (3) 提案競技参加申出書類提出期限
令和8年3月 2日（月）
- (4) 提案競技辞退届提出期限
令和8年3月 6日（金）
- (5) 提案書提出期限
令和8年3月10日（火）
- (6) 提案競技審査会
令和8年3月25日（水）
- (7) 審査結果の発表及び通知
令和8年3月26日（木）
- (8) 契約締結
令和8年4月 1日（水）

5 参加資格

参加資格を有する者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 法人格を有する者であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 消費税又は地方消費税並びに都道府県税の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の者でないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のアからクまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び当該者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「法」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (6) 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に基づく事業報告書等を所轄庁に提出していること。

6 提案競技参加申出及び参加資格の確認

提案競技に参加を希望する者は、上記5の要件が必要なほかに、次の各号に掲げる申請書等を提出し提案競技参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

提案競技参加資格の確認結果は、提案競技参加資格確認通知書（第2号様式）で通知する。

- (1) 提出書類（各1部）

- ア 令和8年度「子ども科学体験推進事業」運営委託業務企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書（第1号様式）
イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
ウ 参加者の概要が分かるもの（会社案内等）
エ 納税証明書（県税及び地方消費税）
オ 収支計算書及び貸借対照表
- (2) 提出場所
上記3の担当課
- (3) 提出方法
持参又は簡易書留郵便で提出すること。
なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和8年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務企画提案競技参加申出兼参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。
- (4) 提出期限
令和8年3月2日（月）17時
ア 直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
イ 郵送の場合は、令和8年3月2日（月）17時までに必着とする。

7 提案競技説明会

提案競技参加者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日 時
令和8年2月18日（水）10時30分から11時30分まで
- (2) 場 所
大分県庁舎別館8階5会議室（大分市府内町3丁目10番1号 県庁舎別館8階）

8 企画提案書類について

仕様書に掲げる事業の目的や基本方針等を具現化できるよう、委託業務について、創意工夫した企画や新たな取組、これまでの実績等を別紙の様式「令和8年度『子ども科学体験推進事業』企画提案書」（行、頁の追加可）で提案する。

- (1) 提出部数
企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。
- (2) 提出場所
上記3の担当課
- (3) 提出方法
持参又は簡易書留郵便で提出すること。
なお、簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和8年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務に係る企画提案書在中」と朱書きすること。
- (4) 提出期限
令和8年3月10日（火）17時
ア 直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
イ 郵送の場合は、令和8年3月10日（火）17時までに必着とする。

9 提案競技審査会

- (1) 日 程
令和8年3月25日（水）
※ 詳細日程については、対象者に別途通知する。
- (2) 場 所
大分県庁舎別館8階_86会議室（大分市府内町3丁目10番1号）
控え室：大分県庁舎別館8階_85会議室（同上）
- (3) 実施方法
ア 提案競技参加者に対して3名以内での出席を求めて実施する。
イ 内容は、提案書の説明、提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。

- ウ 時間は一提案者当たり 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）程度を予定する。ただし提案競技参加者数に応じ変更することもある。
- エ 説明に際して、プロジェクター等を用いて提案書の表現を補足することができる。
なお、プロジェクター等の機器を使用する場合は、提案者が当日持参すること。

10 審査の方法

- (1) 審査は、県が設置する「令和 8 年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務に係る企画提案競技審査会」（以下「審査会」という。）が行う。
- (2) 審査は、審査会において、提案書及びプレゼンテーションの内容について、総合的な審査を行い、順位を決定する。
- (3) 県が参加を認めなかった者又は県が提案競技参加資格を確認した後、提案競技参加資格を失うこととなった者は、提案競技参加を認めない。
- (4) 提出した提案書については、追加、書換え、引換え又は撤回を認めない。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により、提案競技を行うことができなかつたときには、これを延期又は中止する。

なお、この場合における損害は提案競技者の負担とする。

11 順位者決定基準及び委託先の決定・審査結果の通知

- (1) 順位者選考の審査項目及び配点
- 審査項目及び配点は、次のアからウまでのとおり。
- ア 事業を円滑に遂行するための組織及び安全管理体制（20 点）
次の内容について、組織及び安全管理体制や新たな企画、これまでの実績等を具体的に記載すること。
- 【組織及び安全管理体制】
- ・組織体制（仕様書 5-(1)(2)(3)）
 - ・安全管理体制（仕様書 5-(4)）
- イ 科学体験講座等の実施（60 点）
次の内容について、別紙 1 「科学体験講座実施一覧」を参考に新たな企画やこれまでの実績等を具体的に記載すること。

【大分会場及び地方会場における科学体験講座等実施業務】

- ・「通常講座」の実施（仕様書 6-(2)-ア）
- ・「宇宙教室」の実施（仕様書 6-(2)-イ）
- ・「ＩＣＴ教室」の実施（仕様書 6-(2)-ウ）
- ・「サテライトラボ」の実施（仕様書 6-(2)-エ）
- ・講座内容及び企業、大学、県庁各部局等との連携の工夫（仕様書 6-(2)）

【ＥＳＤサイエンスラボ及びチャレンジラボ等実施業務】

- ・「ＥＳＤサイエンスラボ」の実施（仕様書 6-(2)-オ）
- ・「チャレンジラボ」の実施（仕様書 6-(2)-カ）

【科学や技術に関する展示及び図書コーナー等の企画・運営業務】

- ・科学や技術に関する展示の実施（仕様書 6-(3)-ア）
- ・科学読み物等図書コーナーの設置（仕様書 6-(3)-イ）
- ・講座未実施日の来場者への対応（仕様書 6-(3)-ウ）

ウ 広報及び情報発信の工夫（20 点）

次の内容について、各講座の参加者募集や活動の紹介及び様々な広報に関する方法や取組等を具体的に記載すること。

【広報及び情報発信業務】

- ・参加者の募集方法及び参加者増加の工夫（仕様書 6-(4)）
- ・広報及び情報発信の工夫（仕様書 6-(4)）

(2) 審査結果の通知及び業務委託先の決定

- ア 審査結果は審査会に出席した全ての提案者に書面で通知する。
- イ 評価点合計が 6 割以上の者から業務委託候補者を決定する。

- ウ 評価点合計が6割以上の者が2者以上の場合、第1順位者を業務委託候補者とする。ただし、第1順位者との契約交渉が不調となった場合は次順位者と契約交渉を行う。
- エ 選考結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。
- オ 第1順位者に選考された参加者に対して、改めて見積書の提出依頼を行い、契約を行う。
- カ 委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し審査結果を自らに有利にたらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。また、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

12 その他

(1) 提案競技の辞退

県が発行する提案競技参加資格確認通知書を受理した後、提案競技を辞退する場合は、令和8年3月6日（金）17時までに提案競技辞退届（第3号様式）を提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便とし、封筒に「令和8年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務に係る企画提案競技辞退届在中」と朱書きすること。

(2) 質問等

ア 質問は、「令和8年度『子ども科学体験推進事業』運営委託業務提案競技質問書」（第4号様式）により持参又はFAX又はe-mailで行うこと。FAX又はe-mailで行う場合は、その旨を上記3の担当者宛てに事前に電話で連絡すること。

なお、文書には担当者の部署、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを併記するものとする。

イ 質問の受付先は上記3に示す場所とする。

ウ 質問の受付期間は令和8年2月19日（木）から同月26日（木）までの9時から17時までとする。

エ 質問に対する回答は、提案競技説明会参加者及び提案競技参加者全員に対して、令和8年3月5日（木）までにFAX又はe-mailにより送付するものとする。

(3) 提案書類の取扱い等

ア 今回の提案競技に要する経費は提案競技者の負担とする。

イ 提出された提案書は提案競技者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲に限り複製を作成できるものとする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提案競技説明会参加者及び提案競技参加者から提供された従業員等の個人情報は、提案競技実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。

オ 上記エに示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）によるものとする。

カ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案競技者に属するものとする。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の種類の対象となるものを使用した結果生じた責任は、提案競技者が負うこととする。

キ 業務の内容に変更が生じた場合は、協議の上定める。

ク 提出された書類は、原則として県に対する公文書公開請求の対象文書となる。